

19. 貸付など

(1) 生活福祉資金

■ 内容

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。他の制度で資金が借りられる場合、この制度は利用できません。

◎項目ごとに条件や貸付額、返済期間などが異なります。

■ 対象者

下記のいずれかに該当する方で、返済などの計画が立てられる方

① 所得の少ない世帯

② 障がいのある方

③ 療養や介護が必要な高齢者がいる世帯

■ 手続き

① 相談	南丹市社会福祉協議会に相談してください。
② 申請	相談のうえ、貸付条件を満たした場合に申請できます。
③ 審査	京都府での月1回の審査会により貸付が決定されますので、相談から貸付までには一定の時間がかかります。
④ 貸付	審査会で貸付が決定されたら、再度面談のうえで借用手続きとなります。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話：0771-72-3020／FAX：0771-72-3222